号外第六号

令和元年 (金曜日)

○青森県海区漁業調整委員会規程の一部を改正する規程…… 同.....(

海区漁業調整委員会

目

次

〇右

海区漁業調整委員会

青森県東部海区漁業調整委員会公示第一号

青森県海区漁業調整委員会規程の一部を改正する規程をここに公示する。

令和元年五月十日

青森県東部海区漁業調整委員会

松

長

本 光 明

青森県海区漁業調整委員会規程(昭和三十九年七月三十日青森県東部海区漁業調整

委員会公示第一号)の一部を次のように改正する。 第十六条第四項中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下

げ、第一号の次に次の一号を加える。 総括主幹専門員

第十六条第五項中「総括主幹」の下に「、総括主幹専門員」を加える。

則

この規程は、公示の日から施行する。

青森県西部海区漁業調整委員会公示第一号

青森県海区漁業調整委員会規程の一部を改正する規程をここに公示する。

令和元年五月十日

青森県西部海区漁業調整委員会 長 角 田

順

委員会公示第一号)の一部を次のように改正する。 青森県海区漁業調整委員会規程(昭和三十九年七月三十日青森県西部海区漁業調整

第十六条第四項中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下

総括主幹専門員

げ、第一号の次に次の一号を加える。

事

務 同

局) :: -

第十六条第五項中「総括主幹」の下に「、総括主幹専門員」を加える。

この規程は、公示の日から施行する。

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東奥印刷株式会社(印刷所・販売人)

(発 森行 市長・発 一行